別記第２号様式（第18条関係）

令和　年　月　日

北海道知事　鈴木　直道 様

所在地

名　　　称

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　㊞

製造業省エネルギー環境整備緊急対策補助金に係る消費税等仕入控除税額について

年　　月　　日付け産振第　　　号指令により交付決定を受けた次の補助事業に関し、製造業省エネルギー環境整備緊急対策補助金交付要綱第18条の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

１　補助金の確定額 　　　　　　　　　　　金　　　　　　　円

２　補助金の確定時における消費税等仕入控除税額 　　　　　　　　金　　　　　　　円

３　消費税及び地方消費税の確定申告に伴う補助金

に係る消費税等仕入控除税額 　　　　　　　　 　　　　　　　　金　　　　　　　円

４　要補助金返還相当額（３－２） 　　　　　　　　金　　　　　　　円

(注)　記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者等が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

・消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）

・消費税確定申告書付表２｢課税売上高・控除対象仕入税額等の計算表」の写し

・３の金額の内訳を記載した書面（別記第２号様式別紙）

・補助事業者等が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入割合が5パーセント以下であることを確認できる資料

５　当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

〔　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〕

　(注)　消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

６　当該補助金に係る消費税等仕入控除税額がない場合、その理由を記載

〔　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〕

(注)　記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者等が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料

・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）

・補助事業者等が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入割合が５パーセントを超えることを確認できる資料

担 当 者（　　　　　　　　）

電話番号（　　　　　　　　）

別記第２号様式別紙

**補助金に係る消費税等仕入控除税額の内訳**

補助事業者等

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 課税売上割合95％以上 |  |  | 個別対応方式 |  |  | 一括比例配分方式 |  | 課税売上割合 | ％ |  |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 補助対象  経　　費  　　　① | ①の内訳 | | ②のうち  消費税等  相当額  　　　③ | ③の内訳 | | | 仕入控除  税　　額  　　　⑥ | 補助率等  　　⑧ | 補助金に係る消費税等仕入控除税額　⑦×⑧ |
| 課税対象  　　　② | 非課税 | 課税売上  対応　④ | 共通売上  対応　⑤ | 非課税  売上対応 |
|  | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |  | 円 |
| 設備費 |  |  |  |  |  |  |  |  | 3/4 |  |
| 設計費 |  |  |  |  |  |  |  |  | 3/4 |  |
| 工事費 |  |  |  |  |  |  |  |  | 3/4 |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |  |  |  | ⑦ |  |  |

注１　「③の内訳」欄については、課税売上割合が95％未満の事業者で個別対応方式を採用している場合のみ記載すること。

　２　「仕入控除税額」欄の算出は、次のとおりとする。

　　(1) 課税売上割合が95％以上の事業者の場合・・・③＝⑥

　　(2) 課税売上割合が95％未満の事業者で個別対応方式を採用している場合・・・④＋［⑤×（課税売上割合）］

　　(3) 課税売上割合が95％未満の事業者で一括比例配分方式を採用している場合・・・③×（課税売上割合